

令和4年9月12日

保護者のみなさま

松原市教育委員会
松原市立松原第六中学校
校長 平井義弘

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて(お知らせ)

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の患者(以降、「り患者」)に対する療養期間等の見直しが決定されました。

つきましては、学校での対応については下記のとおりとさせていただきます。各ご家庭におかれましても感染予防ならびに感染対策にご理解、ご協力いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせいたします。

記

【療養期間の変更】

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
(有症状) 発症日	療養期間(りょうようきかん) 7日間※1							療養解除
(無症状) 検体採取日	療養期間(りょうようきかん) 7日間							療養解除
	療養期間(りょうようきかん) 5日間※2							

※1 症状軽快後24時間経過した場合(熱やせきなどの症状がなくなって24時間が経過している必要があります)療養期間解除後も発症から10日間経過するまで感染リスクの高い行動を控えるように指示します。

※2 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に療養期間の短縮が可能療養期間解除後も検体採取日から7日間経過するまで感染リスクの高い行動を控えるように指示します。

【学校での対応】

- ・り患者に係る療養期間については出席停止といたします。
 - ・感染防止の観点から、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等を継続して行います。
- ただし、個々の状況によりマスクの着用やアルコールによる手指消毒が難しい児童生徒もいることから、感染対策について配慮するとともに周りへの適切な指導に努めてまいります。